

経済産業省政策評価懇談会（第26回） 議事録

日時：平成28年9月7日（水）

場所：経済産業省本館9階 西8 共用会議室

○矢作課長　それでは、大体時間になったようでございますので、ただいまから経済産業省政策評価懇談会第26回を開催させていただければと思います。冒頭、改めまして、政評課長の矢作でございます。今日はよろしくお願いいたします。

今、当省では審議会等のペーパーレス開催を進めておりまして、本日も基本的にはペーパーレスということで、お手元に i P a d を御用意させていただきました。もし資料等、場所がわからなかったらお申し付けいただければ、お示しできると思います。その上で、一応お手元に紙も御用意させていただきましたので、両方見比べるなどして進めていただければと思います。

資料でございますけれども、お手元の i P a d に今日使う資料を入れてございます。01の議事次第。02の資料1、委員名簿。03—1、資料2、平成27年度に特許庁が達成すべき目標に対する実績評価について。03—2、資料3、平成27年度実施庁目標の総括表でございます。それから、03—3、今日実際使おうと思っております説明資料が入っております。その上で04、資料4、平成28年度行政事業レビューについて。05、資料5、次期政策評価基本計画の策定について。あと参考資料の1から4まで、いずれもPDFが入っているかと思います。

それでは、この後の進行は山谷座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山谷座長　それでは、ただいまより第26回経済産業省政策評価懇談会を開催いたします。

本日の懇談会で使用します資料及び議事録の扱いについては、座長に一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。まず、議題1でございます。平成27年度に特許庁が達成すべき目標に対する実績評価（案）についてです。まずは、特許庁総務部総務課の木村課長より、平成27年度に特許庁が達成すべき目標に対する実績評価（案）について御説明をお願いいたします。

○説明者（木村課長）　御紹介いただきました、特許庁で総務課長を仰せつかっております木村でございます。今日は御指導のほど、よろしくお願いいたします。

私ども特許庁からは、お手元に3種類の資料を御用意申し上げます。すなわち、i P a d に入っているほうで言いますと、03—1、資料2ということで実績評価について。これは本日御議論いただいた内容を経て公表させていただきたいと考えている全体像でございます。続きまして、03—2、資料3ですが、こちらは03—1の資料2の総括表でございます。最後に、03—3といたしまして、パワーポイントで全体を補足するような資料を用意させていただいております。以上3点でございます。

私の今日の御説明は、03—3、パワーポイントの資料を中心にさせていただきたいと存じますので、そちらを御参照いただきながらお聞きになっていただければと存じます。

それでは、パワーポイントの資料の1ページをお開きいただければと存じます。おさらい的な内容になりますが、私ども特許庁で所管させていただいております4つの知的財産権について、改めて御説明申し上げたいと存じます。

この4つの知的財産権は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4つでございまして、それぞれそこに書いてありますとおり、特許権につきましては、高度な技術的創作で産業上有用な物や方法ということで、年間出願件数が約32万件でございまして、実用新案は、それよりももう少しレベルの低いものと御認識いただければと思いますが、そちらは年間出願件数が7,000件。次に意匠でございまして、こちらは新規性や創造性があり、美感を起させる物品の形状等ということで、年間出願件数がおよそ3万件。最後に商標権は、ブランド名やマークなどございまして、こちらの年間出願件数が15万件でございまして、私ども特許庁全体といたしまして、定員で2,800人程度おりますけれども、以上申し上げたような件数の事務処理を担わせていただいているということでございまして。

次、2ページをお開きいただければと存じます。特許、実用新案、意匠、商標はそれぞれ若干流れが違いますが、代表例ということで、一番件数の多い特許審査、審判の流れを御説明申し上げたいと存じます。

まず、ユーザーの方に出願していただきます。その後、出願から3年以内に審査を求めるかどうかを御判断いただくわけでございます。実際に審査の請求がなされますれば、特許庁のほうで、その審査のプロセスに書いてございますように、発明の内容理解、そして新規性や進歩性などがあるかないかということの評価する観点から、関連する先行技術内容の調査、最終的にその出願内容が特許に値するかどうかという特許性の判断をやらせていただくことになるわけでございます。

そこで一定の結論を出しました後、ユーザーの方とのさまざまなコミュニケーションを経て、特許性が認められるものについては特許査定、そうでないものは拒絶査定をさせていただくことになります。特許査定をさせていただいたものは、その登録をさせていただくことになるわけでございますけれども、拒絶査定になったものについては、ユーザーの方が拒絶査定に対する不服審判を申し入れられるケースがございまして、それとは別途、登録査定となったものにつきましても、第三者から特許の無効審判の申し立てを受けるケースがございまして、以上2つのケースにつきましても、特許庁のほうで審判請求を受ける形で審理させていた

だき、最終的に審決を出すというような大きな流れになっているわけでございます。

私どもの実施庁目標の中には、下に赤い丸で囲む形で目標をお示ししてございますけれども、出願から審査請求のプロセスの中におきます方式審査、これはきちんとした様式が整っているかなどの形式的な審査を行う部分の期間、そして審査請求がありましてから最初の回答を出願人の方に通知する一次審査通知までの期間、そして出願人の方とのさまざまなコミュニケーションを経て、最終的に権利を確定させるまでの権利化までの期間、最後に実際に審判が請求されました場合、審判の請求から審決を出すまでの審理の期間などにつきまして、目標とする期間を定めさせていただいているところでございます。

次、3ページをお開きいただければと存じます。まず、特許の審査期間についてでございます。この審査期間につきましては、我が国におけますイノベーションを促進するという観点から、一次審査通知までの期間につきまして平均10ヵ月以内にする。権利化までの期間を平均14ヵ月以内とすること。いずれも平成35年度までの目標でございますが、このような目標を日本再興戦略の中に掲げさせていただいているところでございます。

これを実現いたしますために、2つ目のポツでございますけれども、任期付審査官は特許庁としておよそ500名採用させていただいております。それ以外に新規性・進歩性を判断する際に必要になります国内外さまざまな文献を調査いたしますための先行技術に係るデータベースの整備でありますとか、あるいはそういった文献調査につきまして民間の力をお借りするような対応を進める形で、順次、目標の達成に向け取り組ませていただいているところでございます。

下が年度ごとの目標とその実績でございますが、一次審査通知までの期間につきましては、27年度11ヵ月以内という目標を定めておりましたところ、9.7ヵ月ということで目標を達成させていただいているところでございます。権利化までの期間につきましても、同じく27年度でございますが、16ヵ月以内という目標のところ15.0ヵ月ということで、こちらも目標を達成させていただいたところでございます。

ちなみに、参考として他国の状況をお付けしてございます。アメリカ、あるいは欧州の特許当局と比較いたしましても、それ相応の短い期間を実現しているのではないかと受け止めているところでございます。

続きまして、4ページをお開きいただければと存じます。意匠の審査期間でございます。こちらにつきましても一次審査通知までの期間、27年度6.3ヵ月の目標のところ6.1ヵ月、権利化までの期間につきましては、7.5ヵ月の目標のところ6.9ヵ月ということで、それぞれ目

標を達成させていただいたところでございます。

他国との関係、制度がちょっと違っておりますものですから、ヨーロッパ、中国等との直接的な比較は難しい状況にございますが、直接比較対象となりますアメリカとの比較でもそれ相応の短い期間を実現させていただいているところでございます。

次に、5ページをお開きください。商標でございます。こちらにつきましても同様に、ほぼ目標の達成をさせていただいているところでございますが、一次審査通知までの期間につきましては、当初、27年度4.2ヵ月以内という目標を掲げさせていただきましたが、私どもが想定しておりました以上に出願件数が多かった。対前年度、26年度比で言いますと10%近く増えたわけでございます。そういった状況の中で、目標まで少し及ばない状況になっておりますけれども、最終的な権利化までの期間につきましては6.2ヵ月以内という目標のところ5.8ヵ月ということで、目標を達成させていただいたところでございます。

さらに、制度が類似しております他国との比較でも、相当程度短い期間を実現しているところでございます。

次、6ページをお開きいただければと存じます。今申し上げたような実績をどういう体制の中で上げているのかということで、アメリカ、欧州などとの人員体制、あるいは一人当たりの処理件数の比較が見える化してございます。先ほども申しましたように、さまざまな調査で民間の方の力を活用させていただいておりますので、そういった意味で、一人当たりの効率を相当程度上げさせていただいているということでございます。

最後に7ページでございます。これは実施庁目標の中に定めておりますその他の目標に対する実績ということで、例えば特許拒絶査定不服審判の審理期間でありますとか、あとは審判事例の分析・英訳・公表、あるいは先ほど御説明させていただきました方式審査期間、特許権等の移転登録期間、システムの安定稼働、公報の発行、あるいは中小企業の支援などにつきましても定量的、あるいは定性的な目標を掲げさせていただいておりますが、いずれも目標を達成させていただいたところでございます。

以上、大変駆け足になりましたけれども、私からの説明とさせていただきます。御指導よろしくお願ひ申し上げます。

○山谷座長 ありがとうございます。それでは、御質問、あるいはコメントいただきたいと思いますが、いかがでございますか。どうぞ。

○平石委員 では、1つ質問なのですけれども、特許関係、いわゆる知財って、今流れがこれだけ国際化してくると、国ごとの制度というよりは国際間に通用する制度への見直し

必要ではないかと思うのですが、世の中の動きはどんな感じになっているのでしょうか。

○山谷座長　　お願いします。

○説明者　　御指摘の趣旨は、恐らく世界共通の特許でありますとか、あるいはそこまでのいかないまでも、特許制度それぞれについての相互承認のような仕組みを導入すべきではないかという御指摘かと存じます。

そういった声は、産業界からもかねてより伺っているわけですが、現状、特許は属地主義ということで、それぞれの国の主権の範囲で有効という制度になっておりまして、これを世界統一の特許にするとか、あるいは相互承認をするということも課題としては認識されているのですが、それぞれ国の主権の問題がかかわるものですから、その実現まではなかなか道が遠いと言いますか、それほど簡単に実現できるものではない状況が現状かと存じます。

ただ、他方、少しでもそういったことを実質的に実現いたしますために、まずアメリカ、欧州、あるいは中国、韓国といったような主要な特許庁、あるいは知財当局と連携する形で、できるだけそれぞれの国の制度の調和を図っていく。これは制度だけではなく運用も含めてでございますけれども、そのような国際交渉の取り組みを進めてきておりまして、少しずつ調和を図ってきているところでございます。

加えて、特許協力条約というのがございまして、日本の企業の出願の方が、例えばアメリカ、欧州にも出願される場合には、日本の特許庁を経由し、その条約加盟国のほうにも同時に申請できるという制度がございますものですから、そういった手続についても皆さんにPRさせていただき、積極的に御利用いただくことにしているところでございます。

さらに、そういった出願の手続だけではなくて、審査のプロセスにおきまして、特許審査ハイウェイというように申しておりますが、それぞれの審査の結果をお互いに交換し合うような取り組みをやっております。これは、例えばアメリカ特許庁との関係で言いますと、日本に申請があった案件について、同時にアメリカにも申請がありました場合に、日本で審査した結果をそのままアメリカに情報として差し上げる。そういったものも活用していただきながら、通常の場合よりも迅速に、効率的に審査を進めていただくといった審査面での協力もさせていただいているところでございます。

したがって、制度として1本にするとか、そのまま承認するということは実現できていないのですけれども、出願等の手続、あるいは審査のプロセスにおいて相当程度協力を進めて、少しでも早く権利を得ていただけるような環境整備に努めさせていただいている状況でございます。

います。

長くなりましたが、以上でございます。

○平石委員 ありがとうございます。

○石田委員 どうもありがとうございます。質問というよりも2件確認をさせていただきたいと思います。

1点は、一次審査通知までの期間または権利化までの期間が非常に短縮されておりまして、目標達成または大きな成果を上げておられることに大変敬意を表したいと思っております。ただ、この点については、審査請求制度、すなわち3年という制度であるがゆえに、権利化までの期間という考え方と、審査請求制度との関係で、一次審査通知までの期間は施策として相当重要だと思っているのですけれども、権利化までの期間という部分については、施策としてはどうあるべきかと思っているのが1点です。

2点目は、一次審査通知または権利化までの期間を非常にスピーディーにさせていただくのは大変敬意を表するのですけれども、審査の質です。すなわち104条の3の件数またはその実態、または無効審判の件数またはその結果、あるいは権利の内容です。すなわち、スピーディーに狭い権利で拒絶査定をたくさん入れながら早くするのか、非常にアバウトに審査をして無効審判、または104条の3がたくさん出てしまうのか、その辺のスピードと審査の質。質というものについては非常に抽象的でファジーで、施策としても御苦勞が多いと思うのですけれども、いずれにしても無効審判とか104条の3とかという客観的な数字との絡みで、どのようにスピードと質を施策としてお考えになっておられるか。

以上2点、大変変な確認で申しわけございません。

○説明者 お答えさせていただきます。

まず、権利化までの期間についての考え方でございます。ちなみに、資料の2ページでお示ししております審査請求の仕組みでございますが、これは特許にはございますけれども、意匠、商標にはない制度でございます。御案内のとおりかと思えます。

特許の場合は、とりあえず出願した後で、実際に権利化するのかもしれないのかということを経営の方々に知財戦略の中で検討していただくというような考え方のもとで、審査請求という制度を設けさせていただいております。では、実際に審査請求が行われました場合に、それが特許になるのかならないのかということについてのいち早い結論を出させていただくのが一次審査通知までの期間だと理解してございます。

ただ、その後でございますけれども、これは出願の内容においてケース・バイ・ケースで

ございますが、案件によりましては、出願人の方、あるいは代理人である弁理士の方から、何度もいろいろな意見表明がある場合もございます。その場合には、これも一般的な事例ではございますけれども、より強い権利とするために、私どもはクレームと呼んでおりますが、発明の権利設定の範囲をどう工夫するのかということ、かなり込み入ったやりとりをするケースもあり、むしろそうしたきめ細かい対応を出願人の方、あるいは代理人の方が望まれるケースもございます。全体としては、できるだけ速やかにということかと思っておりますけれども、そこは2つ目の御指摘にも関係するかと思いますが、案件によっては、丁寧かつきめ細かく対応していくことが必要だということでございますので、期間迅速化という目標は、それはそれで重視する一方で、個別のケース、事案ごとにしっかりときめ細かく対応していくことも必要かと存じております。それが1点目でございます。

2点目のほうでございますけれども、これも同趣旨の御指摘かと存じます。一般的には、権利の安定性が確保されるためには、濃密な審査を行わせていただいた上で、第三者から無効審判等が訴えられないような、言ってみれば強い権利を設定することが必要なわけでございます。例えば、特許の新規性や進歩性を判断いたします場合には、国内外のさまざまな論文、文献等を調査いたします。一般的には1億件と言われております。特に最近では、欧米だけでなく新興国、特に中国などの文献も全て当たる必要があるわけでございますが、現実的にはさまざまな制約もあるわけございまして、そこら辺での難しさを抱えているという現状がございます。その辺は個々の審査官の努力、あるいは民間の方の力をおかりする形で努力し、結果として、できるだけ出願人の方に満足していただけるような、そういう意味での質の高い審査もスピードと両立していく必要があると思っております。

ここについても産業構造審議会のほうで御議論いただくような場を設け、いろいろな御意見をいただきながら質の改善に努めていきたいと思っております。自分の発明は特許性があると思ってお願されていた方に、さまざまな理由で拒絶査定ということになりました場合、その方の満足度が高くなるかどうかというのは、いささか難しい面もございます。皆さんに質の面で100%満足していただくということは現実的には難しいと思っておりますけれども、極力、納得性が高い結論を得るように、スピードとともに質の向上にも取り組んでいきたいと考えてございます。

○石田委員 非常に納得できる回答で、ありがとうございます。というのは、この2つの確認をさせていただいた本当の理由がございまして、第1点の問題は、そもそも早く審査を要求するような出願人、企業の思いは、3年という審査請求をこんなに期間を置いて審査請

求するかどうかが時間をとっているのに、早く審査をしてくれなどというのは矛盾ですよという、かなり重要な人の発言がありますので、早ければ良いということ以上にそのことを本気で検討すべきではないのか。ただ、これは先ほどのお答えでもう結構です。

それから、2点目はどういうことかという、かなり影響力のある人の発言に、特許庁が良い特許をつくりますというのであれば、権利付与行政庁が特許を付与したならば、保障すべきではないか。すなわち、判定制度があっても参考意見だと。特許権が絶対的、独占的排他権だといっても104条の3はあるし、権利を行使していたら、事実上その行使が認められないということでは特許庁がそれを保障してくれる制度、例えば判定制度をもうちょっと実行性のあるものにするとか、そうすべきではないかという強烈な意見が私のところに実はたくさん入るのです。

もちろん、私は、特許付与行政庁がその特許について瑕疵担保責任的に保障するなど制度的にあり得ないという考え方を持っていますけれども、良い権利を付与しますという意味は、結局そういうことなのというような——これは聞いていただくだけで結構なのですが、聞き流していただいて——2つのいろいろ指摘があるものですから、あえて実際の行政の施策に関連して、念のため確認させていただきました。全部言ってしまいました。済みません。

○説明者　今お話しいただきましたことを私がきちんとそしゃくできているかどうかは別問題といたしまして、安定的な権利という観点からは、例えば特許庁で特許査定がなされたものについて、事後、審判であるとか、あるいは通常の裁判のプロセスになったときに、その判断が覆らないようにしてほしいと。それを制度的に担保してほしいという声は、産業界から私どももお伺いしているところでございます。

この御意見につきましては、先生方も御案内のとおり、私どもの審判は別にいたしまして、裁判所の裁判官の裁量に関わる問題として、三権分立の在り方に関わってくる話で、大変難しい論点をはらんでくる問題になる点もございます。

また、一部の企業には、安定的な権利を求められる方もおられる一方で、逆に立場を変えれば、そう考えない方もおられるわけで、それは立場によってさまざまな御意見があるということ。先生から御指摘があった点は誠に難しい点かと存じますが、御指摘いただいたことはきちんと受け止めまして、今後の日常的な行政に生かしてまいりたいと考えてございます。

○山谷座長　それでは、意見はもうよろしゅうございますか。——では、皆様にいただいた御意見を踏まえまして、知的財産政策室及び政評課等の関係課室におかれましては、平成

27年度に特許庁が達成すべき目標に対する実績評価の取りまとめをお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、特許庁及び知財室はこれで退席となります。

(説明者退席)

それでは、議題2にまいります。平成28年度行政事業レビューについてでございます。平成28年度行政事業レビューの取り組み状況について、会計課より御説明をお願いいたします。

○説明者（潮課長補佐） 会計課の潮と申します。

先生方におかれましては、6月の公開プロセス、あと7月、8月の書面審査、御対応いただきまして、誠にありがとうございます。おかげさまで今年も8月末の概算要求のタイミン
グに合わせまして、レビューシートの最終公表をさせていただいたところでございます。その御報告をさせていただければと思っております。

資料の1ページ目から3ページ目は、毎年度御説明させていただいている内容ですので、この場では説明を割愛させていただこうと思っております。

スケジュールにもございますとおり、今後、政府横断的に行政改革推進会議による検証として、秋のレビューを今年11月に行う予定でございます。こちらについてもしっかりと対応していき、来年度の予算執行に反映していきたいと思っております。

4ページ目でございますけれども、今年の経済産業省のレビューでございます。対象事業といたしましては、全体で534の事業がございまして、そのうち194の事業につきましては、例えば昨年度の新規事業でございますとか、今年度継続の要否の判断が必要、あとは5年に1回の点検周期を迎える事業でございます。先生方に公開プロセスの場、もしくは書面点検いただいたところでございます。

5ページ目でございます。今回534の事業を点検させていただきまして、合計で53事業409億円につきまして廃止、もしくは縮減しているところでございます。廃止とさせていただいている事業につきましては22事業ございまして、総額では363億円でございます。また、縮減とさせていただいている事業につきましては31事業ございまして、削減額46億円。この409億円につきましては、また新たに今後課題の検討をしていく新規予算での検討に充てさせていただきます。しっかりとPDCAを回させていただくところでございます。

そのほかでございますけれども、55事業につきましては、執行を改善する形で来年度を迎えたいと思っております。また、183事業につきましては、今年度が区切りのターンでございますので、予定どおり終了という形でございます。

6 ページ目がそれぞれの個別事例でございます。例えば廃止とさせていただいた事業の中には、防災を目的とした給湯器の補助金を設けておりましたけれども、防災拠点への用途に限った給湯器の導入というものが一定のニーズがなかったこともございまして、今年限りで廃止するという判断をいたしました。

また、縮減でございますけれども、こちらは公開プロセスで御議論いただきました海外のウランの話でございます。これにつきましては、資源国、相手国との関係の中で、真に必要な外交的にコミットしている案件に限って要求しております。

また、予算の額を減らすという観点ではございませんけれども、執行等改善というところで、航空機用の基盤技術開発事業につきましては、いわゆる汎用品を対象項目から外し、より高度な支援対象に重点化できないかというところで執行の改善を図ろうと思っております。

また、中小企業よろず支援でございますけれども、こちらについては、引き続き今までどおり支援機関との連携を行っていきつつ、次年度も実施していきたいと考えております。

7 ページ目、8 ページ目でございます。今年度から行政事業レビューにおける当省の政務への関与の強化が横断的に規定されるようになりまして、今年のレビューシートを最終公表する前、8月30日に委員長であります梶川先生、あと行革事務局選定委員として公開プロセスにも御対応をいただきました水戸先生のお二人にお越しいただきまして、講評いただいたところでございます。皆様方からいただいたレビューシートのコメントも含めた総評という形で御講評を頂戴しております。

そこに書かせていただいているとおり、公開プロセスを通じてありましたのは、因果関係が明確な成果指標の設定。あとは成功事例の分析はできているけれども、失敗事例の分析ができていない事案がありました。あと、こちらは創業スクールでございますけれども、民間でも類似のサービスがあるようなものについては、国が行う必要性をしっかりと検討することということで、こちらの創業スクールについては廃止という形で今年扱わせていただいております。

また、今年、行革事務局も特に重点的に力を入れている項目といたしまして、一者応札、随意契約の点検がございます。これにつきましては、一者応札となっている事業につきましては、我々会計課のほうでも競争性を担保するために広く周知をする、より事業を前倒して実施し公募期間を長くとり、こういう取り組みを原課に促しているところでございます。そのほかにも、どうしても随意契約にならざるを得ない案件につきましては、価格交渉をしっかりと取り組んでいくといった御意見をいただきました。これにつきまして当省としてもしっ

かり取り組んでまいりたいと思っております。

また、電源立地交付金、地方自治体との関連ですとか、実際に制度が国民によく伝わっていないのではないかとといった御指摘をいただいた事業につきましては、いわゆる事業のあり方、公表の仕方といったところを今後しっかりやっていきたいと思っております。

また、研究開発事業で言いますと、中長期的な目標を掲げている案件につきましては、途中の段階、いわゆる中間評価をしっかり行っていくことも重要だと思っております。研究開発事業につきましては、いいものをしっかりとっていききたいということもありまして、汎用的ではなく、より高度なものに重点化して支援していきたいと思っております。

また、経産省の事業、事業の目的の正当性は高く評価できるものが多いと一方で、手段、やり方に少し疑義があるところがあるのではないかとという御指摘をいただきました。そういったところにつきましても改善を行っていききたいと思っております。

書面点検を通じていただいたコメントでございます。これにつきましては、レビューシートでは過年度の実績がなかなか記載できていない事業については、途中段階の実績を記入できるものについてはしっかりと書いていく。あと、今後そういったことをするためには、エビデンスベース、しっかり途中段階の情報をとれる成果指標の設定も重要かと思っております。終了した事業につきましても、単に予定どおり終了したではなく、事業の総括的な総評といったこともしっかりと行っていききたいと思っております。こういった総評を今後の事業の活用に生かしていけると思っております。

補助金については、受益者負担のあり方、補助率、どこに導入するのか、対象経費、どこに充てるのか、そういったところ。特に独立行政法人ですとか自治体の交付金につきましては、それぞれの運営特性を考慮しながら、効果的、効率的な公費投入を検討していきたいと思っております。

研究開発事業について、特定の個社支援ではないということを肝に銘じて取り組んでいきたいと思っております。

調査、分析、広報事業といったものにつきましても、単に調査を実施したではなく、その調査からどう結び付いたかというものをレビューシートに今後しっかり書いていけるようにしていきたいと思っております。

分担金、拠出金につきましては、日本が不相応に高いお金を払っていることがないように、しっかりと国際会議の場、国際機関の場にプレゼンスを発揮していくことが重要だと思っております。

以上、今年度の行政事業レビューを通じた御報告とさせていただければと思います。私からは以上です。

○山谷座長　ありがとうございます。今の御説明にコメント、御意見ございますでしょうか。

私から1点。経産省は独立行政法人を幾つかお持ちだと思うのですが、独法評価って去年かおとしに制度の仕組みが変わったのですよね。昔は総務省の中に政策評価・独立行政法人評価委員会というのがあって、そこで二重チェックみたいな形でやっていたのですが、今はそれがなくなって、経産省の中だけで完結する。つまり、大臣が直接やるということで、そうすると、行政事業レビューのチェックと独法のチェックのすり合わせみたいなもの、特に金銭面は会計課が中心になると思うのですが、そういうのはうまく機能しているかどうかというのを教えていただきたいのですが。

○説明者　独法につきましては、今まで独法運営交付金のレビューシートはつくっていたのですが、より独法の実態に即した形ということで、今年から独法のセグメント別評価というものをやらせていただいております。これにつきましても今年度から新たにシートを作成いたしまして公表しております。

○山谷座長　その場合のセグメントシートというのは基本的には会計情報みたいな、キャッシュフローとか財務諸表とか、そっちのほうなのですか。

○説明者　はい。

○山谷座長　昔のシステムだと、大臣が独法に対していろいろな達成目標みたいな計画を提示して、それを独法が自分で解釈して、達成目標を挙げていきましたよね。さっきの特許庁も似ているところがあると思うのですが、そういうのは今はなしなのですか。やらなくなったのですか。

○鍋島政策企画委員　補足いたしますと、独法に関しましては独法通則法が改正されまして、御指摘のとおり評価の仕組みが変わっております。今年度2回目になっておりますが、仕組みといたしましては、主務大臣において評価を行いまして、その結果を総務省に通知いたします。そちらのほうで独法評価制度委員会がございまして、何か意見があったらいただくということになっております。主務大臣の評価の仕組みになって2回目になっておりますけれども、そのやり方につきましては、中期目標設定型の法人につきましては、それぞれ事前に目標を決めまして、年度ごと、もしくは期間が終わった後に評価をするという方式になってきております。

非常に大きな方向性としては、従来、これはあくまで絶対評価だったのですけれども、各省において評価をしていたときには、どちらかというとAが多いようなところがありました。が、昨年からは制度が変わりまして、総務省のほうでも統一的な運用を心掛けておりまして、あくまで定量的指標に基づいて評価を行うということは心掛けております。それから、質も加味しながら厳正に評価するというように変わってきております。

今年度の手続におきましては、年度が終わりまして、3ヵ月をめどに独法から評価が上がってきまして、経済産業省内で大臣まで上げていろいろチェックした上で、先週だったと思いますけれども、公表を行ったということになっております。

○山谷座長 行政事業レビューをやった印象というか感想めいたものなのですが、独法は独法でちょっと仕組みが別にもかかわらず、レビューシートを見ていると一緒に出てくるというか、民間業者にお金を渡すとか、研究機関に渡すとか、あるいは独法が出てくるとか、何か仕組みというか仕掛けと申しますか、ちょっと違うものがあるのではないかという気がするのです。

特に中小企業の振興〇〇という独法がございましたよね。ああいうところなどは個別にいろいろな事業をやっていますよね。その事業を事業評価でしているのかどうかというのは、昔はやっていたと思うのです。特に総務省の政独委がうるさいので、やっていたと思うのですけれども、最近やっているのかなという感想というか印象がございまして、いろいろ細かな話になると思うのですが、独法は独法で事業をやられているので、その事業の評価みたいなものもモニターしたほうがいいのかないかなという気はします。これは感想になります。

○説明者 ありがとうございます。例えばNEDOとかといった団体については、事業ごとに予算を組んでおりますので、個別予算ごとの評価ができてるところかと思っております。他方、そのほかの独法、例えば運営費交付金をどっと積んでいるようなところについては、1つのレビューシートにいかにかき込めるかの世界でございまして、その中でいろいろな事業をやっているものについては、各運営費交付金のレビューシートの重点化を今後指導するというところになるかと思っております。

○山谷座長 わかりました。

○矢作課長 1点補足しますと、独法の評価、それから予算の作業は連動してやっというということで、中身も政評課と会計課で連携しながらやっていますし、それから、例えばタイミングなども連動することを考えておりまして、したがって、まず各独法が6月までに自分で自己評価して出してくる。それから、各省はそれを基本的には8月中に大臣としての

評価をして、総務省に送付する。それはタイミングも概算要求に独法の評価を生かすということ
ことで8月末に概算要求の締め切りがあるので、そこと連動したスケジュールになっている。
一応、システムとしては全体が連動する。

他方、独法制度をそのようにいじってきた、独法には独法で交付金を一括して渡して、こ
れはこれで迅速に自主的に行動できるようにしようという、トレードオフもあるものでは
から、一応バランスはとった形で、他方で今みたいな仕組みを入れて、中身はチェックをしな
がら、かつ自主性に委ねながら進めていくという、今はそういう仕組みになっております。

○山谷座長 経産省はいろいろなタイプの独法をお持ちなので、やはり評価の仕方、考え
方もかなり違ってくると思うのですが、せっかく行政事業レビューという統一的な仕組み
が入ってきたので、何かそれでうまくモニターできるような仕組みがあってもいいのかなと
いうことでした。

○石田委員 ありがとうございます。結局、行政事業レビューの考え方、やり方だと思
うのです。外部有識者による行政事業レビューにかかる御講評の概要の1ページ目の一番下
に「事業の評価に当たっては、事業目的の正当性、手段の相当性の2点」という記載があるの
ですけれども、これは少し物足りないのです。事業計画をして事業を遂行しているのに、廃
止や縮減の数がこれだけ多いのは、目的の正当性とか手段の相当性よりも評価基準の変更と
か事情の変更、または状況の変化によって、中止や縮減は100%でないにしても99%判断す
べきだと思うのです。事業目的の正当性を考慮して廃止するなどということでは、事業を始
めるときの承認する基本的なスタンスがおかしいかなと。目的の正当性とか手段の相当性を
廃止、縮減の理由にするなどというのは、根本的に事業を開始するのは、事業目的、手段の
正当性を120%承認してスタートするわけでしょう。事情が変わったか、判断基準が変わっ
たか、判断する人が変わったか、であるがゆえに廃止や縮減が決まるのではないですか。座
長、どうでしょうか。

○山谷座長 そうですね。おっしゃるとおりで。

○石田委員 国の事業なのだから、目的が正当でない事業を始めてはいけないと思います。

○説明者 まさにおっしゃるとおりだと思います。

○山谷座長 他省庁ではたまにそういうのがございまして、内閣府などでも経験したのは、
青年の船とか、今この御時世にそういうのは必要なかどうかという話はたまに出てきます
が、多分、経産省で余りそういうのはないのかなと。もしそれが出てくるのであれば、目標
を設定された選挙で選ばれる方々のお考えなのだろうとは思っています。

○石田委員　　そうですね。

○山谷座長　　行政事業レビューというのは、ある意味、政策評価とか独立行政法人評価、特許庁の実施庁評価ですか、こういうものの輪っかをうまく束ねるような役割がありますので、非常に大事にやっていただきたいという印象がございますので、よろしく願いいたします。

では、行政事業レビューについては以上で終わりにいたします。会計課はこれで退席となります。どうもありがとうございました。

(説明者退席)

それでは、議題3に入ります。次期政策評価基本計画についてでございます。これは政策評価広報課より御説明をお願いいたします。

○説明者(鍋島政策企画委員)　　政策評価広報課の鍋島です。資料5を御覧いただければと思います。次期政策評価基本計画策定についてというタイトルの資料になります。

冒頭、既に御案内の面もあるかと思えますけれども、立て付けについて説明させていただきます。2ページ、政策評価に関連する取り組みの全体像というところがございます。政策評価法の体系図が書かれております。水色になっているところが政策評価法に定められているものでございまして、政策、施策の段階では政策評価を行っていくと。それから、予算、税制、法律、組織、それぞれいろいろな体系がございますけれども、今回、主に対象にいたしますのは、政策、施策に関する政策評価及びそれに類する政策評価の事前分析表のあり方についての部分になります。

政策評価の取り組み体系でございますけれども、次の3ページにありまして、政策評価法に基づいて行うことになっておりまして、それで各行政機関の長が自身の政策評価基本計画(3年から5年)を策定の上で行うことになっております。経産省の現行の基本計画の期間は、平成26年度から28年度になっております。今年度が最終期間になっておりますので、来年度以降の計画を策定する時期に来ております。

基本計画の内容でございますが、4ページ目に事項が書いてありまして、計画期間、実施方針、どういう観点で行うべきか、それから効果の把握もろもろを書いております。

具体的な内容は5ページ、ちょっと細かい字になっておりますけれども、現行の計画についてそのままはり付けております。

7ページを御覧いただきまして、過去の経済産業省の政策体系の変遷ということですが、けれども、どういう単位で政策評価を行っていくかということについては、これまでも変遷がご

ございまして、例えば平成18年から23年までの計画におきましては、34の施策に関しまして政策評価を行うという体系でございました。23年度から26年度においては、一旦、大きくくり化して5政策についての政策評価、それから平成26年度から28年度、現行の計画においては6政策27施策に関する政策評価を行うという計画になっておりました。

8ページ目に具体的な施策の単位が書かれております。来年度以降の基本計画の方向性につきましては、今現在、政評課内でも検討を行っているところでございまして、本日の御議論、御意見を踏まえまして、さらに考えていこうと思っております。

他方で、10ページ目に論点のようなところを若干詳しく書いております。本文の見直しにつきましては、特段の修正がありましたら、どういう観点で行うというところは書いていこうと思っておりますが、これまでも政策体系については計画ごとに見直しを行ってきまして、今回も政策体系の見直しは最低限行う必要があるのだろうと考えております。これについても省内で細かく議論をしていく必要があると思っておりますし、本日御意見いただいたそれも加味してと考えておりますけれども、現時点では27施策という細かさ自体は、これぐらいの単位で進めるのかなというようには思っております。

他方で、省内でも過去3年間で組織改編みたいなものもありましたし、来年度に向けて組織改編、例えば省内で検討されておりますのは、サービス関係の部局を一くくり化するという事を考えておまして、今までは流通の部局とサービスの部局が分かれていたのですけれども、一緒にするというような計画がございます。こういったところについては、今現行の政策体系が1つの部局については大体1つの政策ということになっておりますので、今の政策体系ですとばらばらになっているので、1つに合わせるというような見直しはあり得ると思っております。

そのような政策体系の見直しだとか、近年出てきた例えば観光であるとか、経産省にとっては新しい行政分野について、政策評価基本計画、あるいはこの施策単位の中でどのように位置づけていくかというものは議論していかなければいけないと認識しております。そういうところも含めまして、今後の計画の見直しの方向性について御示唆いただけましたら大変ありがたいと考えております。

最後のページにスケジュールでございましてけれども、9月から12月、年内にかけてこの計画の策定作業を進めまして、来年4月から計画に従って政策評価を行うということになると考えております。

以上でございます。

○山谷座長　　ありがとうございました。今の御説明に御質問、御意見ございますでしょうか。

○平石委員　　対外経済なのですけれども、これはもっと広い意味で対外政策みたいな感じで受け取っていいのでしょうか。

○説明者　　完全に理解できているかどうかわかりませんが、そういう広い意味では考えております。というのは、貿易管理なども入りますので、安全保障的な観点も含めて施策の中に取り込んでいると理解しております。

○平石委員　　広い観点ということで、ぜひお願いしたいと思います。

○山谷座長　　今の御質問に関連するのですけれども、そうすると、さっきもちらっとおっしゃったのは、新しい分野に踏み込んで新しい政策をとということであるとすれば、恐らく今のような対外的なものについての政策も、例えば3年とか5年とか、何年かしたら見直すということはあるのではないかと思うのです。

○説明者　　見直すというと、体系をという……

○山谷座長　　体系というよりコンセプトが変わるとか、あるいはJETROとJICAが仲良くやっていくとか、そういう話が出てくると思うのですが、それがうまくいっているかどうか。

○説明者　　今回の計画は、中期計画上は施策の単位が主に書かれておりまして、その中身については、年度計画の中で作り込んでいくということになると思っております。御指摘のとおり、政策が変わっていくにつれて、どのような具体的な政策評価をやらなければいけないかというのは変わっていく必要があると思っております。

1つには、目標みたいなものについても、こういうのを目指すというようにそれぞれの政策評価の事後評価書には書いてあるのですけれども、その政策目標みたいなものも当然、時の流れに応じて合わせていく必要はあろうと思えますし、さらにそれにひつつくような測定指標についても随時の見直しは必要なのだろうと理解しております。

ただ、この中期計画自体はそこまで細かいことについて言及するというものではありませんので、本日いただいた御指摘は、この計画に反映するという面もありますが、個別の政策評価の運用に役立たせるようにしていきたいと思っております。

○山谷座長　　どうぞ。

○石田委員　　どうもありがとうございます。これは多分、私の理解が足りないのですけれども、次期政策評価基本計画策定についての内容なのですが、政策評価の計画を立てる場合

に、経産省の政策体系自体も見直してというか見て、そして政策評価計画を立てるわけですね。ということは、政策体系の確認、あるいはその決定というのは非常に重要だと思うのです。その体系に基づいて政策評価というものが来るわけですね。ということは、その政策体系の確認、構築というのは、くどいのですけれども、政策評価の前提だという考え方なのですか。

○説明者　　そういうことだと思います。

○石田委員　　非常に重要ですね。

○矢作課長　　この資料の2ページ目にもありますように、行政事業レビューとか予算とか、いろいろな個別の評価があるわけですが、そういったものの一番根幹にこれが来るわけで、ある意味でその大元締めになるというように御理解いただければと思います。

○石田委員　　敬意を表します。重要ですね。

○山谷座長　　その関連で。先ほどおっしゃっていたサービス関係の関係部局を一くくりにまとめると。当然のことながら、そうすると政策体系も変わってくるわけですよね。変わってきて、それに合わせたような形で評価の段取りを考えていくという話ですね。

○説明者　　そう考えております。具体的にどこかといいますと、商務情報政策局というところが省内にございまして、そこは今ITとサービスをやっているのですけれども、実際、商務情報政策局は、さらに製品安全だとか流通なども持っているのですが、そこは商務流通保安グループというグループ分けをしまして、その局長級として商務流通保安審議官という者がおります。そこを来年度以降は組織を変えまして、商務情報政策局長はITだけをやる。商務流通保安審議官はサービス全般と流通関係を見る。保安は別の者が見るという感じで組織を変えようと思っております。

そうなりますと、これは必ず決まりということではないのですが、現在の政策体系は、製造局であればその者、サービスだったらその者と、それぞれ大体部局とくっついたような形で政策ができておりますので、今回の組織改編の狙いがサービスと流通を一体的に推進するのだということであれば、この政策評価の政策体系もそれに合わせてサービスという広い概念で流通を見るということをやすべきだと考えております。そういうことも含めて内部で今後議論をしようと思っております。

○山谷座長　　政策評価理論の一番オーソドックスなスタイルですね。政策の概念が変わって、それに合わせて組織が変わって、組織が持っている政策ツール、政策手段をまた再編成して、それでうまくいくかどうかを評価すればよろしいわけですから、なかなかほかの役所

ではない話ですよ。ぜひ頑張ってください。

ほかに御質問、御意見ございませんか。

○平石委員 27施策挙げておられますけれども、これは内部では優先度が付いているのでしたっけ。

○説明者 優先度は付けていません。

○平石委員 べたっと。

○説明者 はい、べたっとなっております。

○平石委員 でも、最終的に評価して、継続、廃止を判断するとすれば、何か優先度みたいなものは必要なのですか。そういう観点ではないのですか。

○説明者 優先度はないと申し上げましたのは、どちらかという就先ほど申し上げたように、組織と大体同じようなくりで政策がありまして、省にとっての看板政策とかいろいろあるかもしれませんが、それぞれ現時点では組織の順位みたいなものはないと思っております。ただ、組織の中の働き方の指標ではないですけれども、頑張りどころといいますか、そういう意味で中身は変わるべきだと思っておりますので、働き方などを考える上での政策評価はちゃんとやらなければいけないと思っております。

○平石委員 なかなか難しいですね。施策なのだけれども、組織にも引っ張られるということによろしいのですか。

○説明者 それがむしろ御相談の中身みたいなどころがありまして、今の27施策というのは、組織の単位と大体似たようなところでやっておりますので、過去の経産省の施策体系で言うと、もっと細かくやっていた時期もありました。今後の3年間の政策体系についてどうするかは、今フリーハンドでできるといえばできるのですけれども、基本は組織単位と同じようなものにしつつ、組織改編については、ちゃんとそれを反映するという方針でやろうかとは思っているのですけれども、それでいいのかどうかというところを御示唆いただければと思っております。

○山谷座長 組織改編をされるのであれば、政策評価対象にしないとまずいですよね。一番楽で安易な方法は、課の単位でやっていくという、ほかの役所でよくあるパターンなのですけれども、そうすると、役所の組織に縛られて、政策自体に無理が出てくる場合があって、でもそれを無視してしまうのです。そうすると、課の権限とか何かから漏れてくる政策がほとんど評価対象に載ってこないというのがあります。だから先ほどおっしゃったサービスでくくるというコンセプトは、日本では極めて珍しいスタイルで、なかなかできないのだろう

と思うのです。それに合わせて組織の再編成、これは課の単位も再編成？

○説明者 中身も必要に応じて今検討しています。

○山谷座長 ですよ。そういうことであれば、政策評価というのは非常に有効なツールになってくるはずなのです。

今、平石委員がおっしゃったような、27施策の中に優先順位って、実はこれも政策評価が大好きな話で、やはり施策に優先順位をつけて、どれを重点化するというのはアメリカとかがすごく好きでやるスタイルですよ。予算の大きさもそれで決まってきたりするわけですが、これは日本ではなかなか踏み込むのが難しいような。

○平石委員 それで本当にいいのかどうかというのは議論が必要かなと思います。

○矢作課長 もちろんこの27施策も、さらに詳細はいっぱい個別の施策がぶら下がっていて、その中には優先順位みたいなものが当然ある。この27施策自体は、言ってみれば経産省全体でものすごい数持っているいろいろな施策の中を27本柱に整理するとういう柱なのです。その柱ごとにそれぞれ重要な施策があったり、それを補完する施策があったりという、そのカテゴリでは優先順位付けもしていますけれども、一応、頭の整理としては、柱が27本あると整理しているということです。

○山谷座長 恐らく政権与党が27だといってしまって、総理大臣とか内閣当たりでそれに優先順位を付けるのがアメリカ方式ですよ。それができないのであれば、やはり横並びでやるしかないでしょう。あるいは、横並びでやる中で行政事業レビュー的な節約とか効率とかで切る。有効性は切らないわけですよ。有効性は使えない。

○平石委員 何かそういう話とここにあるイノベーションの話を両立するのにどうすればいいのかなという感じがします。

○山谷座長 そうですね。イノベーションの話で言えば、先ほど特許庁のお話で出てきた日本再興戦略計画みたいなのがどんと来て、その中に経産省がどういう施策をお持ちなのか、それに合わせた形で、ある意味、優先順位か何かを付けるというのはあるでしょう。ただ、やはりこれは選挙で選ばれた方々がどれだけコミットされるかというところで出てくるかもしれない。今のように1年か2年で大臣が代わられたり、副大臣が代わられるのであれば、なかなかこれは難しい話で。

○平石委員 難しいですね。ただ、1つ思ったのは、組織って何年も前にできているわけですよ。組織に余り引っ張られるのは、そこから変わらないかなと。でも、実施するのは組織ですから。

○矢作課長 おっしゃるとおり、まず何をやりたいという施策があって、それに合わせて
どういう体制でやるべきかというのが理屈です。

○平石委員 理屈ではそうですね。

○矢作課長 他方で、実際に評価していく上では、誰が責任を持ってやっていくのかとい
う意味で、その2つがうまくリンクしていることが理想ではあると思うのです。だから、そ
こをうまく調節しながらやっていくということかなと。

○山谷座長 権限とか所管とか、英語で言うリスポンシビリティーの壁というのが政策評
価はありまして、そこが日本の官庁の場合かなりタイトに決まっていて、先ほどのようなサ
ービスのような話でどんとやられればいいのですけれども、なかなかそれができないところ
では、政策評価というのは非常にちまちました話になってしまうのです。期待していますの
で、頑張ってくださいと思います。

○平石委員 よろしくお願ひします。

○山谷座長 時間がかかりオーバーしました。もうよろしゅうございますでしょうか。

○石田委員 結構です。

○山谷座長 では、御説明ありがとうございました。

以上をもちまして、第26回経済産業省政策評価懇談会を終了いたします。本日は、活発な
御議論ありがとうございました。

—了—